

第9回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月6日(火)午後2時00分から午後2時55分
2. 開催場所 八女市立花市民センターイベントホール
3. 出席農業委員(15名)

1番	月足 靖彦	2番	鵜木 利通	5番	小川 哲郎
8番	大坪知美子	9番	中島 秀徳		
10番	仁田原一太	11番	稲葉 初男	12番	入江 保生
13番	高山 和典	14番	今村 嗣範	15番	増永 勝広
16番	古賀 則夫	17番	江崎 潔		
19番	茅島 澄雄	20番	中村 輝義		
4. 出席最適化推進委員(0名)
5. 欠席委員 農業委員(0名)
6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)
7. 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案の上程
 - 第4 議案の審議

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第44号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の一部取消の決定の処理について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

報告第17号 農地改良行為の届出について

報告第18号 農地法施行規則第53条の規定による報告について

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 渡部 真弓 井上 雄治 立花支所 中嶋 隆裕 上陽支所 松尾
 誠 星野支所 橋本 祐助 矢部支所 城 豪志

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長 本日は令和4年の第9回農業委員会総会を開催しましたところ、各委員には大変お忙しい中にご参集下さいまして、ありがとうございます。今回も新型コロナウイルス感染拡大により、前回同様に農業委員さんの数を半数にして開催しておりますことをご理解いただきたいと思います。なお昨晚からの台風11号については梨等に落下の被害が出ておりますものの、直撃は免れているような状況でございます。各農家にはお見舞い申し上げたいと思います。それではただ今より農業委員会総会を開会いたします。

（ 議長 着席 ）

議長 日程 第1・会議の成立
 只今の出席委員の数は農業委員15名、
 会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

議長 日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。
 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、2番鶴木利通委員、8番大坪知美子委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
 日程 第3・議案の上程を行います。
 事務局より案件の朗読をお願いします。

（ 案件朗読 ）

議 長	事務局朗読のとおり、報告3件・議案5件を一括議題といたします。 1ページをお願いします。
議 長	報告第16号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より通知の説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については11件です。総合計については、4ページをご確認ください。解約のあった土地29筆のうち田20筆、畑9筆、合計面積31,813㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ、審議を終わります。 5ページをお願いします。
議 長	議案第43号農地法第3条の規定による許可申請書の処理について、番号1番を事務局より説明をお願いします。
事務局	1番についてご説明いたします。申請地、八女市宅間田字久保1164番、登記・現況ともに畑、面積35㎡、外32筆、合計面積8,635㎡。譲渡人、八女市稲富の〇〇氏の経営縮小と、譲受人、八女市立花町白木の〇〇氏の新規営農ということでの所有権移転売買の申請です。 〇〇氏についてご説明いたします。今回休耕地となっていた農地を取得し、早生桐を植栽予定です。桐やウルシなどは特用樹と呼ばれ樹木の中でも食用、繊維、生薬、塗料、油脂、工芸など、用材以外の用途に利用される樹木の種類になります。特用樹の植栽については、栽培以後、全期間に渡り継続して施肥、病虫害防除、下草刈り等の肥培管理を適切に行うのであれば、農地の転用にはあたりません。今回の申請については、適切に肥培管理を行い農地として管理をされ、桐は製品にして販売を予定されております。以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号2番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地、八女市忠見字上松立1520番、登記・現況ともに田、面積145㎡。譲渡人、八女市立花町兼松の〇〇氏の農業廃止と、譲受人、八女市忠見の〇〇氏の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地、上陽町上横山字本田3949番2、登記・現況ともに畑、面積247㎡。この土地を譲渡人である福岡県糟屋郡志免町の〇〇さんの農業廃止と、譲受人である星野村の〇〇さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番を事務局より説明をお願いします。
事務局	4番についてご説明いたします。申請地は、黒木町田代字堂目木3 131番、登記・現況ともに田、面積1,111㎡、外1筆、合計面積1, 641㎡です。この土地を、譲渡人、黒木町田代の〇〇さんの 経営縮小と譲受人、八女市馬場の〇〇さんの経営拡大による所有権移 転売買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番を事務局より説明をお願いします。
事務局	5番についてご説明いたします。申請地は、黒木町本分字丸山33 16番1、登記・現況ともに田、面積329㎡、外1筆、合計面積6 15㎡です。この土地を、譲渡人、黒木町本分の〇〇さんの経営縮小 と譲受人、筑后市大字前津の〇〇さんの経営拡大による所有権移転買 買の申請です。以上でございます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番を事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は、黒木町大淵字桑水尻2916番1、登記・現況ともに田、面積505㎡、外3筆、合計面積2,846㎡です。この土地を、譲渡人、黒木町大淵の〇〇さんの経営縮小と譲受人、八女市津江の〇〇さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号7番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は、黒木町本分字平松1492番、登記・現況ともに田、面積432㎡、外2筆、合計面積1,611㎡です。この土地を、譲渡人、黒木町本分の〇〇さんの経営縮小と譲受人、黒木町笠原の〇〇さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号8番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。申請地は、立花町原島字六原366番5、登記・現況ともに田、面積128㎡。譲渡人である八女市立花町原島の〇〇さんの経営縮小と、譲受人である八女市立花町谷川の〇〇さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号9番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は、立花町谷川字後田1589番1、登記・現況ともに畑、面積592㎡。譲渡人である八女市立花町兼松の〇〇さんの経営縮小と、譲受人である八女市上陽町北川内の〇〇さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>10番についてご説明いたします。申請地は八女市星野村字上原779番1、登記・現況ともに畑、面積172㎡。譲渡人、八女市星野村の〇〇さんの農業廃止と、譲受人、八女市星野村の〇〇さんの経営拡大による所有権移転売買の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号11番、12番、13番は下限面積の関係がありますので一括して審議いたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>11番についてご説明いたします。申請地は、八女市星野村字赤迫12932番1、登記・現況ともに田、面積290㎡、外3筆、合計面積1,371㎡。譲渡人、八女市川犬の〇〇さんの相手方の要望と、譲受人、八女市星野村の〇〇さんの新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>続いて12番についてご説明いたします。申請地は、八女市星野村字堂ノ下7115番1、登記・現況ともに畑、面積681㎡。譲渡人、八女市星野村の〇〇さんの相手方の要望と、譲受人、八女市星野村の〇〇さんの新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>続いて13番についてご説明いたします。申請地は、八女市星野村字十箆12096番1、登記・現況ともに田、面積211㎡、外5筆、合計面積2,469㎡。譲渡人、八女市星野村の〇〇さんの相手方の要望と、譲受人、八女市星野村の〇〇さんの新規営農による所有権移転売買の申請です。</p> <p>これら譲受人である〇〇さんは、今年2月に田川郡赤村から本市星野村に移住してこられました。これまで、水稻栽培をメインとした農業体験プロデュース業務に30年以上携わりながら、自身も耕作放棄地を借りて芋や野菜作りを行うなど十分な農業経験があります。</p> <p>許可後は、水稻、野菜を中心に栽培し、直売所等での販売を計画されています。</p> <p>経営面積につきましては、11番から13番の面積を併せまして4,521㎡となり下限面積4,000㎡の基準を満たしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>14番についてご説明いたします。申請地は、黒木町木屋字辻ノ上7511番、登記・現況ともに田、面積203㎡です。この土地を、譲渡人、黒木町木屋の〇〇さんの経営縮小と譲受人、黒木町木屋の〇〇さんの経営拡大による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15番についてご説明いたします。申請地は、立花町白木字七百把3132番1、登記・現況ともに畑、面積1,899㎡、外9筆、合計面積23,168㎡。譲渡人である八女市立花町白木の〇〇さんの経営縮小と、譲受人である八女市立花町北山の〇〇さんの経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>なお、譲受人、〇〇さんの経営面積の記載がありませんが、これは現在の経営農地の全てを、今回議案書4ページの報告第16号にありましたとおり、一度合意解約を行ったうえで、その他の農地を合わせて、貸付人であった〇〇さんとの間で所有権移転をされるため、空欄で表示されているもので、新規営農ではないことを報告いたします。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>16番についてご説明いたします。申請地は、立花町山崎字日吉ヶ浦2428番2、登記・現況ともに畑、面積349㎡。譲渡人である佐賀県鳥栖市下野町の〇〇さんの親族への贈与と、譲受人である八女市立花町谷川の〇〇さんの親族から受贈による所有権移転贈与の申請です。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 続いて番号17番を事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17番についてご説明いたします。申請地は、八女市星野村字上大牟田7604番8、登記・現況ともに畑、面積6,225㎡。譲渡人、八女郡広川町の〇〇さんの経営縮小と、譲受人、福岡市西区野方の〇〇さんの新規営農による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>譲受人である〇〇さんは、星野村で生まれ育ち、実家の農業を手伝いながらお茶や水稲を栽培されていた経験があります。</p> <p>許可後は、星野村の実家も利用しながら福岡市の自宅から通いで農業をされる予定であり、栗や柚子等の果樹をメインに栽培し、道の駅等での販売を計画されています。</p> <p>経営面積は、今回取得される6,225㎡で、下限面積4,000㎡の基準を満たします。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 1 1 ページをお願いします。 議案第 4 4 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の一部取消の決定の処理について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとされており、取消の決定を行う場合も農業委員会の決定を経て行うことが適当であるとされているため、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して、計画の一部取消の決定を求められているものでございます。</p> <p>番号 1 番、申請地、八女市忠見字祈譲 1 2 0 番、登記・現況ともに田、面積 1, 3 1 7 m²、外 4 筆、合計面積 6, 0 3 9 m²。こちらを、八女市井延の〇〇氏より八女市黒土の〇〇株式会社へ売買による所有権移転ということで、令和 4 年 7 月 5 日開催の農業委員会総会にて決定し、令和 4 年 7 月 8 日付けで公告済みの案件です。</p> <p>譲渡人である〇〇氏の死亡後の相続登記が未完了であったため、取消をするものでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 1 2 ページをお願いします。 議案第 4 5 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が 2 件ございます。</p>

番号1番、申請地、八女市忠見字祈讓120番、登記・現況ともに田、面積1,317㎡、外4筆、合計面積6,039㎡。こちらを、八女市井延の〇〇氏より八女市黒土の〇〇株式会社へ売買により所有権移転されるものです。議案第44号にて一部取消の決定をした案件の関連で、相続登記を完了され改めて農用地利用集積計画を策定するものでございます。

譲受人である〇〇株式会社は、今まで解除条件付きで農地を借りて農業をされてありましたが、この度、農地所有適格法人として農地の権利を取得され、現在栽培されている菊・ナスを今後もされる予定です。

農地の権利を取得することのできる法人のことを、農地所有適格法人といい農地法に定義されております。要件としましては4点あります。1点目は、法人形態要件で、農事組合法人・株式会社・合資会社・合同会社のいずれかであることとあります。この法人は、株式会社であるため要件を満たしています。2点目は事業要件で、法人の主たる事業が農業とその農業に関することとあります。事業内容は、会社の定款と事業計画書にて確認をいたしましたところ、農産物の生産となっており、事業収入もすべてが農業収益でありますので、事業要件を満たしています。3点目は議決権要件で、法人の総議決権の過半は、農地の提供者や法人の農業の常時従事者等である必要があるとされています。この法人は、議決権の100%を法人の常時従事者が占めておりますので、議決権要件を満たしています。4点目は、役員要件で、法人の理事の過半がその法人の農業に年間150日以上従事し、かつ1人以上が農作業に60日以上従事するとありますが、この法人は代表取締役が農業に常時従事し、かつ農作業に60日以上従事すること、その要件も満たしますので、以上の4つの要件をすべて満たしていることをご報告いたします。

続きまして番号2番、申請地、八女市平田字野内433番、登記・現況ともに田、面積5,688㎡。こちらを八女市平田の〇〇氏より八女市平田の〇〇氏へ売買により所有権移転されるものです。本申請は、令和3年12月総会にて決定したのですが、都合により所有権移転登記がなされず失効したため、再度農用地利用集積計画を策定するものです。以上でございます。

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、原案のとおり決定いたしました。 13ページをお願いします。 報告第17号農地改良行為の届出について、番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります長峰小学校より南へ300mほど進んだ農地になります。申請地は、八女市吉田字丸内564番3、登記・現況ともに田、面積は93㎡です。この土地は水路と宅地に囲まれ、耕作不便ということで盛り土をして野菜を作られる計画です。隣接する農地も農地改良行為届の提出がっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ、審議を終わります。 続いて番号2番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります長峰小学校より南へ300mほど進んだ農地になります。申請地は、八女市吉田字丸内564番4、登記・現況ともに田、面積は247㎡です。この土地は水路と宅地に囲まれ、耕作不便ということで盛り土をして野菜を作られる計画です。隣接する農地も農地改良行為届の提出がっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ、審議を終わります。 続いて番号3番の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は、立花町山崎にあります株式会社 上嶋商店の南側の農地になります。申請地は、立花町山崎字上川原2668番1、登記・現況ともに田、面積は412㎡です。この土地は周囲より一段低くなっており、例年大雨で水をかぶり不便ということで盛り土をして野菜を作られる計画です。隣接する農地はありません。</p> <p>なお、申請人の〇〇さんは、現在、介護保険施設に入居しており、ご自身での耕作は困難な状況ですが、今回、農地改良を行い、耕作しやすい農地へと整備を行ったうえで、知人に貸し付けられる予定です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ、審議を終わります。</p> <p>14ページをお願いします。</p> <p>報告第18号農地法施行規則第53条の規定による報告について、番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご報告いたします。</p> <p>認定電気通信事業者が、有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用する場合は、農地法施行規則第53条第14号により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。これにより、農業委員会は、事業者からの届を受理することとなっております。</p> <p>申請地は、上陽支所から東へ約2kmの場所に位置する農地であり、〇〇株式会社が八女市上陽町の〇〇さんの土地の一部を取得貸借されるものです。</p> <p>地番は、八女市上陽町北川内字真名子3758番2、登記・現況ともに田、面積は568㎡のうち4㎡です。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑にとどめ、審議を終わります。</p> <p>15ページをお願いします。</p> <p>議案第46号農地法第4条の規定による許可申請書の処理について、番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
議長	

事務局	<p>1 番についてご説明いたします。申請地は、八女市平田にあります平田公民館より西へ30mほど進んだ農地になります。</p> <p>農地の区分は、農用区域内の農地であって、3年以内の一時的な転用であって代替地がなく当該農地を供することが必要な場面で、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合、例外的に許可できるものです。</p> <p>申請地は、八女市平田字北ノ前516番1、登記・現況ともに田、面積550㎡、外1筆です。合計面積1,196㎡です。</p> <p>この土地を八女市立花町北山の〇〇さんが、農地造成して畑として利用するための申請です。営農計画では野菜を作付けられます。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく願います。</p>
事務局	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明いたします。申請地は、八女市矢部村にあります矢部体育館近くの市道桑ノ平線から北へ約5km進み、その後、北西へ約2km進んだところにある農地です。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。</p> <p>申請人は八女市矢部村北矢部の楠誠氏です。申請地は八女市矢部村北矢部字中畑40番3、登記畑、現況山林、面積1,670㎡、外24筆、合計面積15,183㎡です。この土地を高齢で耕作困難なた</p>
事務局	

	<p>め、杉2, 300本の植林を計画されている申請です。一部、既に植林されているところがありますが、そちらについては始末書を提出していただいております、今回はその部分を併せて追認し、転用するものです。ここで始末書がついておりますので内容を読み上げます。</p> <p>私は、今回申請分の八女市矢部村北矢部40番3、外22筆、面積14,636㎡の農振除外を行いました。農振除外後に農地法第4条の転用許可を経て植林する予定でしたが、許可申請を失念し、令和4年3月1日から4月20日にかけて、今回申請している農地の一部に杉の苗木を植林してしまいました。</p> <p>この度、上記について無断転用に至り誠に申し訳ございません。</p> <p>以後、このようなことがないように農地法を遵守いたしますので、何卒寛大なる処置をお願いいたします。</p> <p>以上が始末書の内容となっております。また隣接農地は無く、同意は不要となっております。</p> <p>8月26日(金)に現地調査を行った結果、申請地の周辺は山林に囲まれており、排水は自然流下及び地下浸透で問題ないと確認しております。また申請地は、昨年10月21日(木)開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回申請されているものです。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて議案第47号農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>1番についてご説明いたします。申請地は、八女市本村にあります八女市立福島中学校の北側に隣接しています農地になります。農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。申請地は、八女市本村字</p>

事務局	<p>入道町520番7、登記現況ともに田、面積48㎡、外3筆です。合計面積240㎡です。全体計画面積は270㎡です。</p> <p>この土地を八女市吉田の〇〇さんが八女市大島の〇〇さんから使用貸借で譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請者の農地であり必要ありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明いたします。申請地は、八女市宅間田にあります宅間田公民館より北へ100mほど進んだ農地です。農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。申請地は、八女市宅間田字庵ノ後405番1、登記・現況ともに畑、面積は899㎡です。</p> <p>この土地を八女市宅間田の〇〇さんが、八女郡広川町大字新代の〇〇さんから譲り受けられまして、ドッグラン及び駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号3番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明いたします。申請地は、八女市吉田にあります岩戸山歴史資料館より南へ300mほど進んだ農地です。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。</p> <p>第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺地域において居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。申請地は八女市吉田字辺田ノ上1314番1、登記・現況ともに畑、面積は1,942㎡です。非農地を含めて全体計画面積は2,674.81㎡です。</p> <p>この土地を八女郡広川町大字新代の株式会社〇〇さんが、八女市大島の〇〇さんから譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地(8戸)として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理され西側側溝へ排水され、雨水も西側側溝に排水される計画です。特段問題ないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号4番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明いたします。申請地は、八女市津江にあります川崎病院より国道442号線を北西に300mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。申請地は、八女市納楚字柳431番2、登記・現況ともに畑、面積446㎡、外1筆、合計面積468㎡です。</p> <p>この土地を久留米市合川町の株式会社〇〇さんが、八女市納楚の〇〇さんから譲り受けられまして、貸事務所及び共同住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は東側水路に排水される計画です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>5番についてご説明いたします。申請地は、八女市馬場にありますが八女市立南中学校より南へ200mほど進んだ農地になります。農地の区分は、宅地化の状況からして市街化が見込まれる第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。申請地は、八女市馬場字西屋敷712番1、登記・現況ともに田、面積は923㎡です。外2筆、合計面積1,387㎡です。</p> <p>この土地を八女市立花町白木の〇〇さんが長崎県平戸市岩の上町の〇〇さんから譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地(5戸)</p>

議 長	<p>として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同じく南側側溝に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号6番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>6番についてご説明いたします。申請地は、八女市津江にあります八女市立上妻小学校より北西へ100mほど進んだ農地になります。農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は3番と同じです。申請地は、八女市平田字前四反田581番1、登記・現況ともに田、面積は2,608㎡。外1筆、合計面積2,962㎡です。</p> <p>この土地をみやま市瀬高町高柳の株式会社〇〇さんが八女市平田の〇〇さんから譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地(10戸)として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、雨水と同じく南側と北側水路に排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>7番についてご説明いたします。申請地は、八女市鶴池にあります八女市立岡山小学校より北へ600mほど進んだ農地になります。農地の区分は、市街地等で公共施設、公益的施設が整備された区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。申請地は、八女市室岡字長畑949番、登記・現況ともに田、面積は973㎡。外1筆、合計面積1,940㎡です。</p> <p>この土地を大牟田市大字白銀の株式会社〇〇さんが埼玉県鴻巣市吹上富士見の〇〇さんから譲り受けられまして、特定建築条件付売買予定地(8戸)として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月26日に現地確認担当農業委員、推進委員及び事務局で現地確認を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は南側側溝へ排水される計画です。特段問題はないと確認しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>8番についてご説明いたします。場所は、黒木町大淵地区の国道442号線から林道奥八女線に上がって100mほど進んだ南側の農地です。農地の区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断します。申請地は、黒木町大淵余長谷29</p>

事務局	<p>50番1、登記・現況ともに田、面積は1,090㎡、外17筆、合計面積5,861㎡です。貸人は〇〇さん外2名です。</p> <p>これらの土地を福岡県筑後農林事務所が農地造成を行うため、3年間の一時転用の申請です。</p> <p>現地は北から南に向けてなだらかに上っていく傾斜がある地形で、申請地のすぐ東を林道が南北に通っています。</p> <p>これを林道の剣持蚪道（いらど）線工事に伴う建設発生土を利用して、林道の高さで平らな3段の農地とします。3年後にはまた、それぞれの地権者及び耕作者へ農地として返還され、耕作を再開される予定です。現況図の水路の方ですが、現在は農地の西側に水路が流れております。計画図の方は造成後の高さで開水路をつくります。柵で受けながら流していきます。図の中の暗渠排水管については、湧水処理に使う排水をするための管となります。流量計算もされており、詰まって土砂災害等にならないように農林のほうで計算されています。</p> <p>水利委員の承諾もあり、隣接する農地の同意もあります。</p> <p>8月24日に地元農業委員さん及び推進委員さんと現地調査を行った結果、特段問題ないと確認しております。以上よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なしの声あり ）</p>
議長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号9番の説明と現地調査の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>9番についてご説明いたします。申請地は、立花町中学校より250mほど北側に位置する農地です。農地の区分は、第3種農地と判断します。内容は1番と同じです。申請地は、立花町原島字六原366番3、登記・現況ともに畑、面積315㎡。非農地を含めて全体計画面積450.78㎡です。</p> <p>この土地を八女市立花町谷川の〇〇さんが、八女市立花町原島の〇</p>

議 長	<p>○さんより譲り受けられまして、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれています。</p> <p>8月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、西側側溝へ排水される計画です。雨水も雨水枡を通過して同様に排水される計画であり、特段問題ないと確認しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>事務局の説明と現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は全部終了いたしました。</p> <p>これをもって、本日の会議を終了いたします。大変お疲れさまでございました。</p> <p>(閉会宣言 2時55分)</p>
	<p>令和4年9月6日</p> <p>議 長 月 足 靖 彦</p> <p>2 番 鵜 木 利 通</p> <p>8 番 大 坪 知 美 子</p>